

08 静環環共第 636 号

令和 8 年 6 月 11 日

静岡県知事 鈴木康友様

静岡市長 難波喬司
(環境局環境共生課)



静岡県内中央新幹線建設工事に係る事後調査報告書（本体工事着手前）に関する意見について（回答）

令和 8 年 5 月 15 日付け環生第 37 号により照会のありました標記の件について、静岡県環境影響評価条例第 45 条第 6 項の規定による環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。

(問い合わせ先)

静岡市環境局環境共生課

環境影響評価係 高松、海老原

電話 054-221-1466

FAX 054-221-1492

E-mail kankyou-kyousei@city.shizuoka.lg.jp

静岡県内中央新幹線建設工事に係る事後調査報告書
(本体工事着手前)

意 見 書

2026(令和8)年6月

静 岡 市

- 1 事業の実施による環境への影響については、事前の影響予測を基に、最大限回避・低減するよう、最善の措置を講ずる責任を果たすこと。
- 2 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会での協議結果も踏まえ本事後調査報告書に記載された環境保全措置及びモニタリングの計画については、確実に実施し、南アルプスの豊かな自然を保全するため、真摯に取り組むこと。
- 3 南アルプスには保全の対象となる希少生物以外にも、多くの重要な生物種が生息・生育している。その中には生息・生育条件が十分に明らかになっていない種も多い。

そのため、移植・播種や生息・生育地の創出などの環境保全措置を講ずるにあたっては、保全措置を実施する前に、それぞれの生物種の生息条件等をできる限り明らかにするよう努め、現状把握を行うこと。
- 4 事業による環境への影響予測には不確実性が伴うため、順応的管理に基づき、「事前予測」と「施工後の結果」との比較・評価を行い、必要に応じて保全措置等の見直しを行うことが必要である。静岡市は、事業者が実施する順応的管理に基づく保全措置等の評価するため、新たにモニタリング体制を構築する。

モニタリングの結果や影響分析・評価等については、静岡市が新たに設置するモニタリング体制に対し、定期的に報告し、協議を行うとともに、モニタリング結果等については、市民にも分かりやすい形で公表を行い、地域と情報共有を図りながら事業を進めること。

また、不測の事態が生じた際は速やかに報告し、対応を協議すること。
- 5 静岡市は、南アルプスの自然環境が抱える課題を踏まえ、南アルプスのネイチャーポジティブ（自然再興）に貢献する取り組みを社会の協働で着実かつ継続的に実施する体制を構築するため、川根本町等とともに「南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会」を設置する予定である。

事業者は、本事後調査報告書の第3章に記載された南アルプスネイチャーポジティブ貢献措置を実施するとともに、南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会に参画し、協働によるネイチャーポジティブにも積極的に取り組むこと。

また、事業による影響程度の予測には不確実性があること、影響が発生した後の代償措置の実施では実施効果に時間遅れがあることを考慮し、ネイチャーポジティブ貢献措置の実施は、工事着工後、速やかに開始すること。

- 6 静岡工区全体で約 370 万 m³のトンネル発生土が想定されており、その内、360 万 m³はツバクロ発生土置き場に盛土することが計画されている。

静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、トンネル掘削開始前におけるツバクロ発生土置き場の盛土の設計は、盛土規制法等の設計指針を踏まえ、現時点では妥当であると評価する。しかし、実際の発生土を盛土材料とする場合には、盛土の土質は事前の設計で用いたものとは性状が異なる可能性が高い。

よって、将来、実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値等の確認を行った上で、その時点で最良と思われる動的解析の方法などで安定性の解析を行い、安定性に必要な措置（盛土高、勾配、補強方法の変更など）を講ずること。

- 7 要対策土処理の計画については、現時点では妥当であると評価する。しかし、実際に工事实施により出てくる要対策土は、現時点の想定・計画と異なる可能性が高い。

よって、将来、実際に盛土する前に、実際の盛土材料の物性値や自然由来重金属等の含有状況に基づき、安定性・安全性を確認し、必要な措置を講ずること。

- 8 各発生土置き場については、災害後の緊急点検及び定期点検で、近傍の大井川の河道の位置や河床高さを確認するとのことである。

異常が確認された場合には速やかに市に相談するとともに、河床位の低下時のみならず、河床位が上昇した場合にも、盛土の防護のため、必要に応じて追加の対応を実施すること。

また、大井川の河道の位置や河床高さの観測を行う地点を決定する際には、事前に市に相談すること。